

会議録

令和3年第1回更別村議会臨時会

第1日（令和3年1月21日）

◎議事日程（第1日）

- 第 1 会議録署名議員指名の件
- 第 2 議会運営委員長報告
- 第 3 会期決定の件
- 第 4 諸般の報告
- 第 5 教育行政報告
- 第 6 議案第 1 号 更別村職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 第 7 議案第 2 号 更別行政区会館の指定管理者指定の件
- 第 8 議案第 3 号 更別東行政区会館の指定管理者指定の件
- 第 9 議案第 4 号 南更別行政区会館の指定管理者指定の件
- 第10 議案第 5 号 旭行政区会館の指定管理者指定の件
- 第11 議案第 6 号 北更別行政区会館の指定管理者指定の件
- 第12 議案第 7 号 平和行政区会館の指定管理者指定の件
- 第13 議案第 8 号 勢雄行政区会館の指定管理者指定の件
- 第14 議案第 9 号 昭和行政区会館の指定管理者指定の件
- 第15 議案第10号 更南行政区会館の指定管理者指定の件
- 第16 議案第11号 東栄行政区会館の指定管理者指定の件
- 第17 議案第12号 上更別南行政区会館の指定管理者指定の件
- 第18 議案第13号 香川行政区会館の指定管理者指定の件
- 第19 議案第14号 更生行政区会館の指定管理者指定の件
- 第20 議案第15号 協和行政区会館の指定管理者指定の件
- 第21 議案第16号 令和2年度更別村一般会計補正予算（第8号）の件
- 第22 議案第17号 令和2年度更別村国民健康保険特別会計補正予算（第6号）の件
- 第23 議案第18号 令和2年度更別村簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）の件
- 第24 議案第19号 令和2年度更別村公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）の件

◎出席議員（8名）

議長	8番	高木修一	副議長	7番	織田忠司
	1番	遠藤久雄		2番	上田幸彦
	3番	小谷文子		4番	松橋昌和
	5番	太田綱基		6番	安村敏博

◎欠席議員（0名）

◎地方自治第121条の規定による説明員

村 長	西 山 猛	副 村 長	西 海 健
教 育 長	荻 原 正	代表監査委員	笠 原 幸 宏
総 務 課 長	末 田 晃 啓	企画政策課長	佐 藤 敬 貴
産 業 課 長	本 内 秀 明	住民生活課長	小野寺 達 弥
建設水道課長	佐 藤 成 芳	保健福祉課長	新 関 保
診療所事務長	酒 井 智 寛		

◎職務のため出席した議会事務局職員

事 務 局 長	高 橋 祐 二	書 記	高 瀬 大 輔
書 記	加 藤 廣 衛		

(午前10時00分開会)

◎開会宣告

○議長 ただいまの出席議員は8名であります。

定足数に達しておりますので、これより令和3年第1回更別村議会臨時会を開会いたします。

村長より招集の挨拶があります。

西山村長。

○村長 皆さん、おはようございます。改めまして、新年明けましておめでとうございます。本年も何とぞよろしくお願いを申し上げます。

さて、本日ここに令和3年第1回更別村議会臨時会の招集をお願い申し上げましたところ、議員各位の皆様におかれましては大変ご多忙の中ご出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

令和3年は天候にも恵まれ、穏やかな新春の幕開けとなりました。例年よりも積雪が遅かったことから、農作物の生育に少なからぬ影響が懸念されたところではありますが、年明けからの降雪により土壌凍結の進行が抑制されたところでもあります。

一方、国内初感染から1年を経過した新型コロナウイルス感染症であります。1月8日には1都3県、14日には7府県に緊急事態宣言が発せられ、依然として国内外での終息の兆しが見えない中、引き続き感染防止への粘り強い取組を進めているところであります。また、ワクチンの接種につきましては、接種場所や詳しい日程につきまして詳細が分かり次第村民の皆様へ周知し、速やかで円滑な接種に努めてまいりたいというふうに考えております。

現在各行政区における行政懇談会を実施しております。令和3年度の主な事業計画、更別村スーパーシティ構想の概要、新型コロナウイルス感染症防止対策、農村地域における光回線整備の作業日程について説明を行っております。また、村政全般に関わる意見、ご要望等についても伺っておりますけれども、村民の皆様の声を真摯に受け止めながら今後の施策に生かしてまいりたいと考えております。懇談会の内容の大まかな概要につきましては、3月号の村長室だよりでご報告をさせていただきたいと考えております。

また、新コムニ団地の先行受付を1月25日より開始し、また農村地区の光回線整備工事も開始されます。3月にはより豊かで持続可能な更別村を目指し、国家戦略特区であるスーパーシティ構想のエリア選定に向けた申請を行う予定であります。令和3年も第6期総合計画や第2期総合戦略の着実な実行と推進に向け、職員一丸となって村づくりに邁進してまいります。重ねて議員各位の皆様のご指導とご鞭撻を心よりお願いを申し上げます。

本臨時会におきましては、更別村職員の特種勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定の件1件、各行政区会館の指定管理者指定の件14件、一般会計補正予算の件、国民健康保険特別会計補正予算の件、簡易水道事業特別会計補正予算、公共下水道事業特別会計補正予算の計19件につきましてご審議をお願いするものであります。

よろしくお願いを申し上げ、開会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。どうかよろしくお願いをいたします。

○議 長 村長の挨拶が終わりました。

◎開議宣告

○議 長 直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員指名の件

○議 長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議長において1番、遠藤さん、2番、上田さんを指名いたします。

◎日程第2 議会運営委員長報告

○議 長 日程第2、議会運営委員長報告を行います。

議会運営委員会に諮問いたしました本臨時会の議事、運営等に関し、協議決定した内容についての報告を求めます。

安村議会運営委員長。

○安村議会運営委員長 議会運営委員会において協議決定した内容をご報告いたします。

さきに令和3年第1回議会臨時会の議事運営等に関して議長から諮問がありましたので、これに応じ1月21日午前9時より議会運営委員会を開き、付議事件及び議事日程並びに会期等について慎重に協議いたしました。

その結果、会期については提出案件の状況などを考慮し、検討した結果、本日1日間とすることが適当であると認められました。

以上、委員会での結果を報告申し上げましたが、本臨時会の議事運営が円滑に行われますようよろしくお願い申し上げます。

○議 長 委員長の報告が終わりました。

なお、ただいまの委員長報告に対する質疑は省略いたします。

◎日程第3 会期決定の件

○議 長 日程第3、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、会期は1日間と決定いたしました。

◎日程第4 諸般の報告

○議 長 日程第4、諸般の報告をいたします。

諸般の報告は、印刷してお手元に配布しておきましたからご了承願います。

◎日程第5 教育行政報告

○議 長 日程第5、教育行政報告を行います。

教育行政報告は、文書で配布されております。

これで教育長からの教育行政報告を終わります。

これから教育行政報告に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

◎日程第6 議案第1号

○議 長 日程第6、議案第1号 更別村職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 議案第1号 更別村職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定の件であります。

更別村職員の特殊勤務手当に関する条例(平成6年更別村条例第25号)の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものであります。

1の理由といたしまして、新型コロナウイルス感染症から村民等の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る作業で、村長が認めるものに従事した職員に対し、伝染病防疫作業手当を支給するよう定めるため、所要の改正を行うものであります。

2の要旨といたしまして、新型コロナウイルス感染症の患者若しくはその疑いのある者の身体に接触して、又はこれらの者に長時間にわたり接して行う作業については、1日につき4,000円、その他の作業については1日につき3,000円の伝染病防疫作業手当を支給するものであります。

それでは、条例本文についてご説明を申し上げます。次のページをおめくりください。次のページは、特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例であります。新旧対照表にありますとおり、第6条から第11条を1条ずつ繰り下げます。第5条の次に第6条を加えまして、新型コロナウイルス感染症に対処するための伝染病防疫作業手当について規定するものであります。

第6条第1項は、職員が新型コロナウイルス感染症（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。以下同じ。）から、村民等の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る作業であって、村長が認めるものに従事したときは、特殊勤務手当として感染症防疫作業手当を支給すると規定するものであります。

同条第2項は、前項に規定する手当の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とするというものであります。

第1号では、次号に掲げる作業以外の作業、1日につき3,000円。

第2号で新型コロナウイルス感染症の患者若しくはその疑いのある者の身体に接触して、又はこれらの者に長時間にわたり接して行う作業、1日につき4,000円と規定するものであります。

次のページをおめくりください。なお、附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行するものであります。

以上、ご提案申し上げ、ご審議方をよろしくお願い申し上げます。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

2番、上田さん。

○2番上田議員 ちょっと確認させてください。

第1号の次号に掲げる作業以外の作業ということになっていますけれども、これはどういう中身を想定しているのか。例えば今回の場合は緊急ですから、人数たくさんいます。人数というか、相当な件数があると思うのですけれども、そこには当然事務もあれば、それから実際に注射を接種する人もいれば医者もいる。いろんな方がいると思うのですけれども、そういう人方にも支給するというのを言っているのかどうなのか、その辺伺いたいと思います。

○議 長 末田総務課長。

○総務課長 ワクチン接種の作業が第1号で規定する次号に掲げる作業以外の作業に該当するかどうかというご質問かと思えますけれども、今のところワクチン接種の作業をこの手当の支給の対象とすることは考えてはおりません。

以上でございます。

○議 長 1番、遠藤さん。

○1番遠藤議員 文章の中で第6条の2項の（2）のところですか。又はこれらの者に長時間にわたり接して行う作業と。長時間というのは具体的には何か明確な基準があるのでしょうか。

○議 長 末田総務課長。

○総務課長 今長時間が何時間なのかということは整理はしてございませんけれども、感染症の患者若しくはその疑いのある者の身体に接触して、又はこれらの者に長時間にわた

り接して行う作業、このような作業が行われたときには、その場所と状況に応じて様々な作業が起こる可能性がございますので、北海道も同様な手当の支給を規定しておりますので、そういったものを参考にしながら個々判断してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議 長 6番、安村さん。

○6番安村議員 今前議員が2名質問しましたけれども、この6条の追加といたしますか、条項について、新型コロナウイルスにまず特定したという内容説明を少し加えていただきたいと。あえて新型コロナウイルス対策という部分、俗に言う特殊勤務手当という中であえて固定したという内容の説明をいただきたいと思います。

2点目が今説明の中で、村内で発生し得る要因の中の部分でワクチン接種等が該当しないということになると、この条項がどのような効力で設置して、どのような効果をもたらすかというのが非常に分かりにくいという部分がありますので、その点の附帯説明もお願いしたいというふうに思います。

○議 長 末田総務課長。

○総務課長 1つ目の新型コロナウイルス感染症を特定した手当の規定の理由ということでございますけれども、新型コロナウイルス感染症につきましては、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に対する法律、この法律の規定を準用するという事で政令が出ております。新型コロナウイルス感染症を指定感染症と指定するという事で政令が出ておまして、指定感染症として取り扱うということで人事院規則においてこの手当、3,000円と4,000円の手当、新型コロナウイルス感染症に限った手当ということで国においても規定されておりまして、北海道もこの人事院規則に準じて条例において新型コロナウイルス感染症を特定した手当ということで規定されておりますので、本村も国、道に準じて手当の規定をしたところでございます。

2つ目でございますが、具体的にどのような作業を対象にこの手当を支給するのかというご質問かと思っておりますけれども、北海道の条例でも同様の手当を規定しておりますけれども、道では新型コロナウイルス感染症が流行している地域を発航した航空機、航行中に新型コロナウイルス感染症の患者があった船舶、もしくは新型コロナウイルス感染症の患者を収容する施設のうち人事院規則で定めるものの内部またはこれに準ずる区域もしくは場所として人事院規則で定めるものにおいて行われる作業ということで道では規定をしているところでございます。現在宿泊療養施設を北海道は設置してございます。これが北海道の条例でいきますと、新型コロナウイルス感染症の患者を収容する施設ということで該当になるかと思っております。現在北海道が宿泊療養施設を設置しまして、十勝総合振興局と市町村で共同で運営しているということになっております。患者さんはこの宿泊療養施設に入所している状況でございますが、市町村の職員も振興局の職員もそこでスタッフとして作業している状況にあります。ただ、感染者の方が移動する区域、それから事務スタッフが作業する区域が明確に区切られておりますので、現在市町村に求められている職員は事務スタッ

フということで患者が移動する区域で作業することはないのですが、何らかの理由によってその区域に入って作業せざるを得ないような状況になったときにはこの手当の支給の対象となることを想定しております。具体的な内容ということであれば、今現在はこのようなことを想定しているところでございます。

以上でございます。

○議 長 7番、織田さん。

○7番織田議員 ただいま事務スタッフ等と言われましたけれども、職員を派遣すると。そういう中において、村においても決して職員には余裕があまりないと。そういうことでも派遣要請が出たときにフルタイム会計年度任用職員とか、そういう形で派遣するというのもあり得るのか、あるとすればそのような職員に対してもこの規定が当てはまるのかの回答をお願いいたします。

○議 長 末田総務課長。

○総務課長 既に職員の派遣を求められている状況でございますが、今のところ会計年度任用職員を派遣するといったことは想定をしております。

以上でございます。

○議 長 ほかにありませんか。よろしいですか。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから議案第1号 更別村職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第2号ないし日程第20 議案第15号

○議 長 この際、関連がありますので、日程第7、議案第2号 更別行政区会館の指定管理者指定の件から日程第20、議案第15号 協和行政区会館の指定管理者指定の件までの14件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 議案第2号 更別行政区会館の指定管理者指定の件であります。

更別行政区会館の指定管理者を次のように指定しようとするものであります。

1 としまして、管理を行わせる公の施設の名称は、更別行政区会館。所在地は、更別村字更別南 1 線74番地 4 であります。

2、指定管理者となる団体の名称は、更別区区長、道見知也氏であります。

3、指定の期間は、令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月31日までの 5 年間とするものであります。

理由といたしまして、更別村公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成 17 年更別村条例第 19 号）に基づき指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求めるものであります。

この指定管理者の指定につきましては、平成 18 年から指定管理を行っておりますが、引き続き令和 3 年から 5 年間で指定し、施設の管理を行うものであります。

なお、議案第 3 号から 15 号までについて、議案第 2 号と同様に行政区会館の指定管理者指定に係る議案でありますので、管理を行わせる公の施設の名称及び所在地、指定管理者となる団体の名称のみを読み上げさせていただきたいというふうに思います。

議案第 3 号 更別東行政区会館の指定管理者指定の件。管理を行わせる公の施設の名称及び所在地は、更別東行政区会館、更別村字更別南 4 線 110 番地 6。指定管理者となる団体の名称は、更別東区区長、宍戸博章氏であります。

議案第 4 号 南更別行政区会館の指定管理者指定の件。管理を行わせる公の施設の名称及び所在地は、南更別行政区会館、更別村字更別南 4 線 73 番地 15。指定管理者となる団体の名称は、南更別区区長、木下昌博氏です。

議案第 5 号 旭行政区会館の指定管理者指定の件であります。管理を行わせる公の施設の名称及び所在地は、旭行政区会館、更別村字更別北 2 線 110 番地 2。指定管理者となる団体の名称は、旭区区長、今川昌彦氏であります。

議案第 6 号 北更別行政区会館の指定管理者指定の件であります。管理を行わせる公の施設の名称及び所在地は、北更別行政区会館、更別村字更別南 1 線 110 番地 10。指定管理者となる団体の名称は、北更別区区長、高橋顕二氏です。

議案第 7 号 平和行政区会館の指定管理者指定の件であります。管理を行わせる公の施設の名称及び所在地は、平和行政区会館、更別村字更別西 8 線 16 番地 4。指定管理者となる団体の名称は、平和区区長、酒井信也氏であります。

議案第 8 号 勢雄行政区会館の指定管理者指定の件であります。管理を行わせる公の施設の名称及び所在地は、勢雄行政区会館、更別村字更別西 8 線 16 番地 4。指定管理者となる団体の名称は、勢雄区区長、小椋裕泰氏であります。

議案第 9 号 昭和行政区会館の指定管理者指定の件であります。管理を行わせる公の施設の名称及び所在地は、昭和行政区会館、更別村字更南南 5 線 48 番地 4。指定管理者となる団体の名称は、昭和区区長、林中潤氏であります。

議案第 10 号 更南行政区会館の指定管理者指定の件であります。管理を行わせる公の施

設の名称及び所在地は、更南行政区会館、更別村字更南南4線32番地3。指定管理者となる団体の名称は、更南区区長、大友巧氏であります。

議案第11号 東栄行政区会館の指定管理者指定の件であります。管理を行わせる公の施設の名称及び所在地は、東栄行政区会館、更別村字上更別南13線109番地8。指定管理者となる団体の名称は、東栄区区長、高畑智成氏であります。

議案第12号 上更別南行政区会館の指定管理者指定の件であります。管理を行わせる公の施設の名称及び所在地は、上更別南行政区会館、更別村字上更別南15線82番地18。指定管理者となる団体の名称は、上更別南区区長、齊藤栄蔵氏であります。

議案第13号 香川行政区会館の指定管理者指定の件であります。管理を行わせる公の施設の名称及び所在地は、香川行政区会館、更別村字上更別南13線104番地6。指定管理者となる団体の名称は、香川区区長、内海一憲氏であります。

議案第14号 更生行政区会館の指定管理者指定の件であります。管理を行わせる公の施設の名称及び所在地は、更生行政区会館、更別村字上更別南11線59番地9。指定管理者となる団体の名称は、更生区区長、齊藤秀実氏であります。

議案第15号 協和行政区会館の指定管理者指定の件であります。管理を行わせる公の施設の名称及び所在地は、協和行政区会館、更別村字弘和535番地2。指定管理者となる団体の名称は、協和区区長、出嶋辰三氏であります。

議案資料を提出しております。そちらのほうでご説明申し上げます。添付資料の1ページを御覧ください。1の公募概要であります。更別村公の施設に関する指定管理者の指定手続等に関する条例第5条第1項第1号の理由によりまして、公募によらない指定管理者を候補者とするものであります。

2の候補者の選定過程であります。1、指定管理者制度に係る説明会を令和2年12月1日に開催し、各行政区への指定申請書の配布を行っております。2、受付期間は、令和2年12月1日から令和3年1月6日までとし、受付を行っております。3、指定管理者選定委員会を令和3年1月8日に開催し、書類選定、審査を行ったところであります。

3の選定委員でありますけれども、更別村公の施設に係る指定管理者選定委員会設置要綱で定めた委員になっております。

続いて、2ページをお開きください。4の評価方法であります。選定基準、審査事項、審査項目につきまして書類評価を行っております。詳細につきましては、お目通しをお願いするものであります。

続いて、3ページをお開きください。5の管理費用でありますけれども、候補者名、村の算定額、候補者からの申請額を記載しております。村の算定額ですが、5年間で44万5,000円を見込んでおり、単年度の内訳は、維持管理費が1万2,000円、除雪費が1万2,000円、浄化槽やトイレのパネルヒーター等の電気代が6万5,000円となっており、合計で8万9,000円となっております。なお、7番の勢雄区、8番の昭和区の算定額が他の行政区と比較して異なっておりますけれども、これは施設の規模、浄化槽の大きさに違いがあるため、電気代

が異なっていることが要因になっております。

6の最終審査であります。施設の維持管理及び収支状況が適正であると認め、管理運営を支障なく遂行できるものとし、選定委員会の総意により適当と判断したものであります。

以上、ご提案申し上げ、ご審議方をよろしくお願い申し上げます。

大変申し訳ありません。議案第8号の勢雄区の住所、間違っておりました。所在地ですけれども、更別村字勢雄170番地19であります。大変申し訳ありませんでした。よろしく願いいたします。

○議 長 説明が終わりましたので、これから議案第2号から議案第15号までの14件に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。

これから議案ごとに討論、採決を行っていきます。

議案第2号 更別行政区会館の指定管理者指定の件に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから議案第2号 更別行政区会館の指定管理者指定の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第3号 更別東行政区会館の指定管理者指定の件に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから議案第3号 更別東行政区会館の指定管理者指定の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第4号 南更別行政区会館の指定管理者指定の件に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから議案第4号 南更別行政区会館の指定管理者指定の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第5号 旭行政区会館の指定管理者指定の件に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから議案第5号 旭行政区会館の指定管理者指定の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第6号 北更別行政区会館の指定管理者指定の件に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから議案第6号 北更別行政区会館の指定管理者指定の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第7号 平和行政区会館の指定管理者指定の件に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから議案第7号 平和行政区会館の指定管理者指定の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第8号 勢雄行政区会館の指定管理者指定の件に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから議案第8号 勢雄行政区会館の指定管理者指定の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第9号 昭和行政区会館の指定管理者指定の件に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから議案第9号 昭和行政区会館の指定管理者指定の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第10号 更南行政区会館の指定管理者指定の件に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから議案第10号 更南行政区会館の指定管理者指定の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第11号 東栄行政区会館の指定管理者指定の件に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから議案第11号 東栄行政区会館の指定管理者指定の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第12号 上更別南行政区会館の指定管理者指定の件に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから議案第12号 上更別南行政区会館の指定管理者指定の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第13号 香川行政区会館の指定管理者指定の件に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから議案第13号 香川行政区会館の指定管理者指定の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第14号 更生行政区会館の指定管理者指定の件に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから議案第14号 更生行政区会館の指定管理者指定の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第15号 協和行政区会館の指定管理者指定の件に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから議案第15号 協和行政区会館の指定管理者指定の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第21 議案第16号

○議 長 日程第21、議案第16号 令和2年度更別村一般会計補正予算(第8号)の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 議案第16号 令和2年度更別村一般会計補正予算(第8号)の件であります。

第1条として、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,906万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ55億4,881万1,000円とするものであります。

なお、西海副村長に補足説明をいたさせます。

以上、ご提案申し上げ、ご審議方をよろしくお願い申し上げます。

○議 長 西海副村長。

○副 村 長 それでは、私より補足説明をさせていただきます。

それでは、歳入歳出補正予算事項別明細書によりご説明いたします。

まずは歳出からご説明いたします。8ページをお開きください。款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費は、714万2,000円を追加し、10億342万3,000円とするものでございます。説明欄1、寄付金管理事業は、今年度のふるさと納税が当初より増額する見込みであることから、贈呈品等の経費を追加するものでございます。報償費、寄附採納贈呈品につきましては97万1,000円、役務費、こちら郵便料は4万8,000円、運搬料は70万9,000円、使用料及び賃借料につきましては、寄附用システムの賃借料が27万7,000円、積立金、こちらは寄付金管理基金積立金として513万7,000円をそれぞれ追加するものでございます。

款4衛生費、項1保健衛生費、目2予防費は、204万3,000円を追加し、1,774万2,000円とするものでございます。説明欄1、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業は、国においては令和3年前半までに全国民にワクチン接種が提供できる数量を確保することを目指すということとされており、各自治体においてもあらかじめ必要な体制を着実に整備するよう求められておるところでございます。9ページをお開きください。ワクチン接種の案内等の経費としてクーポン券印刷製本費53万8,000円、郵便料は26万9,000円、国保連事務手数料は1万5,000円、健康保険システム改修委託料として122万1,000円をそれぞれ追加するものでございます。

目4診療所費は、2,000円を減額するものであります。説明欄1、新型コロナウイルス感染症対策事業は、国民健康保険特別会計診療施設勘定の繰出金の必要額が減少したため、2,000円減額するものでございます。

項4下水道費、目1下水道費は、2万5,000円を追加するものでございます。説明欄1、公共下水道事業特別会計繰出金は、公共下水道事業特別会計の繰出金の必要額が増えたため、2万5,000円を追加するものでございます。

款6農林水産業費、項1農業費、こちらは10ページをお開きください。目2農業振興費は、985万2,000円を追加し、2億8,229万9,000円とするものでございます。説明欄1、農業振興補助金等は、畑作構造転換事業補助金が国の執行残により要望調査があり、今回新規採択が3件認められたため、追加するものでございます。なお、この経費は全額北海道からの補助金となっており、歳入予算に計上しております。

歳出の説明は以上とさせていただきます。

次に、歳入についてご説明いたします。6ページをお開きください。款14国庫支出金、項2国庫補助金、目3衛生費国庫補助金は、204万3,000円を追加し、384万4,000円とするものでございます。歳出でご説明した新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業において国からの補助金を追加するものでございます。

款15道支出金、項2道補助金、目4農林水産業費道補助金は、985万2,000円を追加し、2億4,835万6,000円とするものでございます。歳出でご説明いたしました畑作構造転換事業分を追加するものでございます。

款17寄附金、項1寄附金、目1寄附金は、513万7,000円を追加し、2,113万7,000円とするものでございます。寄附金の増額により追加するものでございます。

款18繰入金、項1基金繰入金、目1財政調整基金繰入金は、202万8,000円を追加し、1億179万6,000円とするものでございます。財源不足を補うために追加するものでございます。

次に、第2表、債務負担行為についてご説明いたします。3ページをお開きください。債務負担行為としてそれぞれ記載しているとおりでございます。期間は全て令和3年度から令和7年度までとなっており、更別村地域創造複合施設管理委託料は限度額4,650万円、更別行政区会館施設管理委託料は限度額44万5,000円、更別東行政区会館施設管理委託料は限度額44万5,000円、南更別行政区会館施設管理委託料は限度額44万5,000円、旭行政区会館施設管理委託料は限度額44万5,000円、北更別行政区会館施設管理委託料は限度額44万5,000円、平和行政区会館施設管理委託料は限度額44万5,000円、勢雄行政区会館施設管理委託料は限度額50万5,000円、昭和行政区会館施設管理委託料は限度額32万円、更南行政区会館施設管理委託料は限度額44万5,000円、東栄行政区会館施設管理委託料は限度額44万5,000円、上更別南行政区会館施設管理委託料は限度額44万5,000円、香川行政区会館施設管理委託料は限度額44万5,000円、更生行政区会館施設管理委託料は限度額44万5,000円、協和行政区会館施設管理委託料は限度額44万5,000円とするものでございます。

以上で補足説明を終わります。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

6番、安村さん。

○6番安村議員 少し新型コロナ対策についての見解を質問させていただきたいと思いません。

まず、体制整備の関係で3月末までにある程度接種ができるという方向性で今進めていかなければならない。各市町村も含めて同じような段階に入ると思うのですが、まず新型コロナワクチンの接種体制というか、更別村としてどのような形で考えているのか。多分基本的には国保診療所が該当すると思うのですが、それらの体制整備についてどのような形でまず具体的に進めようとしているのかというのが1点。

もう一点が各市町村によって異なる体制になると思うのですが、この補正予算の中にはワクチン接種に関わる助成といいますか、ある程度支援対策も含めてというのは一

切入っていない部分がございます。見解として推進も図るという意味も含めて一定のある程度の対策も必要でないかと私自身は思っているのですけれども、補正には一切入っていないということでございますので、実費全部、全て接種者負担という概念でいくのか、ある程度そういう部分の考慮も含めた中で進めていくのかという部分、その点の見解について説明いただければというふうに思います。

○議 長 新関保健福祉課長。

○保健福祉課長 ただいまの接種体制ということですが、こちらは国のほうからスケジュールを示されまして、体制整備を事前にしておけというようなことなものですから今回補正しているのですが、市町村ごとで体制整備となっておりますので、更別村については国保診療所がありますので、そちらと連携して体制整備を進めております。今現在実質的には国保診療所で接種するというところで考えておりますし、国から求められておりましたように3月下旬から高齢者ということになっておりますので、それに合わせた体制を今しております。具体的にワクチンが更別村にどれだけ来るかというようなことにも影響はしてくるものですから、今現在で具体的に何日からということはまだ申し上げられる状況ではないのですけれども、確実に村民の方が接種できるような体制は取れておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

2番目の接種料については今回どうだろうかというようなことだと思っておりますけれども、今回全て国のほうの負担で、接種を受ける方は無料ということになっております。回数につきましては、1人2回打つということになっているのですけれども、その分の経費については国となっております。今回は接種体制確保に関する経費ということなのですが、接種料につきましては、今現在国のほうで三次補正ということで審議している途中なものですから、今回は国が予備費で確保した分の体制確保ということにしておりますので、今後国のほうで予算が確保された段階で改めて接種経費につきましては追加で補正をするような形をして体制を取りたいということで考えておりますので、現状としてはこのような状況で予算を確保させていただいております。よろしくお願ひします。

○議 長 6番、安村さん。

○6番安村議員 ご回答ありがとうございます。接種の順番といいますか、その在り方について、3月下旬でまだ決定はしていないかもしれませんが、ある程度接種できる体制を強化するという国の方針もありますので、今高齢者から云々くんぬんの説明もございましたけれども、なるべく早く、どれだけの薬が配付されるかは別として、医療従事者が優先されるのか、あるいは高齢者が優先されるのかという部分も含めて十分早めの対策を打ちながら村民に周知していただきたいということで要望したいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議 長 西山村長。

○村 長 今の安村議員さんのお話ですが、村としても早急にそういう体制、あるいは日程等を早めに明らかにしてということで周知をしたいわけですが、この間の

町村会のテレビ会議の中でも私からも要望させていただいたのですけれども、各町村にいつ、どの時期ぐらいに、どのぐらいの量で、保管のあれも含めてそうですけれども、そういうものをなるべく、今は全く情報が来ていないわけですので、大体の大枠は来ていますけれども、もうちょっと具体的な部分をアバウトでもいいから早く出してくださいと。情報はすぐに町村に流してくださいと。そうでないと体制から、3社あるわけですけれども、ファイザーさんとかいろんな種類もありますし、安全基準の問題もありますし、ガイドラインのこともあるので、その点を含めて今要望して、速やかに来た場合については村民の方にそういう形で体制を整えて、周知を安村議員さんのご指摘のとおりさせていただきたいというふうに考えております。

以上であります。

○議 長 質疑ありませんか。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから議案第16号 令和2年度更別村一般会計補正予算(第8号)の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第22 議案第17号

○議 長 日程第22、議案第17号 令和2年度更別村国民健康保険特別会計補正予算(第6号)の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 議案第17号 令和2年度更別村国民健康保険特別会計補正予算(第6号)の件であります。

第1条であります。診療施設勘定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億4,528万1,000円とするものであります。

初めに、歳出からご説明を申し上げます。6ページをお開きください。款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費で2,000円を減額し、補正後の予算額を2億7,287万7,000円と

するものであります。説明欄にまいりまして、(1)、新型コロナウイルス感染症対策事業、節10需用費、消耗品費、11万5,000円の増額は、入院病棟と発熱診察室用の加湿器、発熱待合室が密にならないよう様子を確認するためのカメラ等を購入する増額であります。医療用消耗品費17万6,000円の増額は、サージカルマスクなど医療資材の購入費であります。引き続き医療資材が高騰しております。必要と見込まれる資材を備えるため、今回増額するものであります。節14工事請負費、国保診療所改修工事費61万8,000円の減額は、リハビリ室、入院病棟へのエアコン設置工事、第3診療室間仕切り工事、外来入り口風除室設置工事が完了し、執行残の減額であります。インターネット回線設置工事費12万9,000円の減額は、入院患者のリモート面会環境整備ということでWi-Fi増設工事が完了しました。執行残の減額であります。節17備品購入費、医療用備品購入費45万4,000円の増額は、予防接種時に使用する受付と接種場所を仕切るためのパーティションの購入、外来患者用自動血圧計の購入、病棟で使用する消毒盤台等を購入するための増額であります。

続きまして、歳入の説明にまいります。5ページをお開きください。款5繰入金、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金は、2,000円を減額し、補正後の予算額を1億3,446万2,000円とするものであります。説明欄にまいりまして、一般会計受入補助金等分は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金から国保診療所における新型コロナウイルス感染症対策事業の経費分を繰り入れるものであります。本事業における収支の均等を図るため、2,000円を減額するものであります。

以上、ご提案を申し上げ、ご審議方をよろしくお願い申し上げます。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから議案第17号 令和2年度更別村国民健康保険特別会計補正予算(第6号)の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第23 議案第18号

○議 長 日程第23、議案第18号 令和2年度更別村簡易水道事業特別会計補正予算(第

3号)の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 議案第18号 令和2年度更別村簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)の件であります。

第1条は総則、第2条は収益的収入及び支出、第3条は議会の議決を経なければ流用することのできない経費を定めております。

1ページをお開きいただきたいというふうに思います。収益的支出であります。第1款簡易水道事業費用、第1項営業費用、第3目総係費、節、手当、説明欄にまいりまして、時間外勤務手当は、今後の状況を鑑み、10万5,000円を追加しております。

2ページには給与費明細書を掲載しておりますので、お目通しをお願いするものであります。

以上、ご提案申し上げ、ご審議方をよろしくお願い申し上げます。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから議案第18号 令和2年度更別村簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第24 議案第19号

○議 長 日程第24、議案第19号 令和2年度更別村公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 議案第19号 令和2年度更別村公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)の件であります。

第1条は総則、第2条は収益的収入及び支出、第3条は議会の議決を経なければ流用する

このできない経費を定めております。

1 ページをお開きください。収益的収入及び支出であります。収入におきましては、第1 款下水道等事業収益、第2 項営業外収益、第1 目一般会計補助金は、一般会計繰り出し分であります。

次に、支出にまいりまして、第1 款下水道等事業費用、第1 項営業費用、第3 目総係費、節、手当、説明欄、(公共) 時間外勤務手当は、今後の状況を鑑み、2 万5,000円を追加しております。

2 ページには給与費明細書を掲載しておりますので、お目通しをお願いするものであります。

以上、ご提案申し上げ、ご審議方をよろしくお願い申し上げます。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから議案第19号 令和2年度更別村公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議 長 以上をもって本臨時会に付議された案件は全部終了いたしました。

これにて令和3年第1回更別村議会臨時会を閉会いたします。

(午前11時03分閉会)